

【院内での迷惑行為について】

迷惑行為により、診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合に、診療をお断りする場合があります。患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご協力のほどお願いします。

(※他の患者さんの迷惑となる場合、診療に支障が生じる場合は警察に通報します)

- ①他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはそのおそれ
が強い場合
- ②大声・暴言または脅迫的な行動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業
務を妨げた場合
- ③解決しがたい要求を繰り返し行い、診療業務を妨げた場合
- ④建物設備等を故意に破損した場合
- ⑤受診に必要なでない危険な品物を院内に持ち込んだ場合
- ⑥飲酒をしている場合